

別紙

諮問第1225号

答 申

1 審査会の結論

「わいせつ事犯取締要綱の制定について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「わいせつ事犯取締要綱」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年5月25日付けで行った一部開示決定について、非開示とした部分のうち『わいせつ事犯取締要綱の制定について』第2の2のうち、『わいせつ事犯のうち、』の後から『重点的に取り締まる事犯を明確にした。』の前まで、『わいせつ事犯取締要綱』第3取締りの重点、『わいせつ事犯取締要綱』第4取締対象』及び「その他『わいせつ事犯取締要綱』のうち、ある表現物が取締りの対象となるかどうかの判断材料となり得る部分」（以下、併せて「本件審査請求部分」という。）の開示を求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、現在、東京都内において、絵画を含む小冊子の作成及び頒布並びに同小冊子の一部を電磁的記録として公衆に送信することを企図している。このため、前記の行為が刑法175条に抵触するかどうかの確認をしたいと考えている。

そこで、審査請求人は実施機関に対し、「わいせつ事犯取締要綱の制定について」の開示請求を行ったところ、一部を非開示とする処分を実施機関から受けた。

このため、審査請求人は、どのような事項をわいせつ物として重点的に取り締まっているのか及び取締りの対象となるのかの具体的内容を知ることができず、作成及び

頒布する予定の表現物がわいせつ物取締要綱に基づく取締りの対象になるかどうかの判断ができないため、本来自由に行い得る合憲的な表現行為も含めて、公表を差し控えざるを得なくなっている。このことから、今回の処分は、表現行為を不当に圧迫するものであり、日本国憲法21条に定める表現の自由を侵害している。

本件審査請求部分の内容を知ることが、表現の自由を規制する法律の規定について、犯罪とされる行為の内容を明確にし、規制の対象となるものとそうでないものが明確に区別されておかなければならず、また、一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能にする基準をその規定から読み取ることができるものでなければならぬとする罪刑法定主義に基づく当然の権利である。

そして、職務上の遂行の理由から、一般国民に比し高度の知識を有する警察官に対してさえ、その取締りの重点や対象を通達にして発する必要があったことからしても、警察官に比して当然知識の不足する一般国民に対しても同様、具体的場合において当該表現物が取締りの対象となり得るかを判断するに際し、その内容を知ることができるようにする必要があることは明らかである。

本件審査請求部分は、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例7条4号に基づき非開示とされている。しかし、当該部分は具体的な取締り手法について記載している部分ではないため、その非開示の必要度合いは他の非開示部分と比較しても相対的に低いと言える。

上記のとおり、本件審査請求部分はその非開示にあたる理由と比較しても開示する公益性が極めて高いものであることから、条例9条に基づき開示すべき内容である。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 条例7条4号該当性について

非開示とした部分には、全てのわいせつ事犯のうち、特に重点的に取締りを行うべき事犯や取締対象、わいせつ事犯取締りに係る捜査の方針、内容、要領及び着眼点等が記載されているところ、これらを公にすることにより、捜査機関の手の内を探ろうとしている犯罪組織等からみれば、実施機関が重点的な取締対象としている事犯等が

明らかになるし、犯罪行為を企図する者が取締りから逃れるための対抗措置や証拠隠滅を企てることが容易になり、捜査活動が阻害されたり犯罪行為を助長するおそれがあるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する。

(2) 条例9条該当性について

審査請求人は、条例9条に基づく公益上の理由による裁量的開示も求めているが、上記(1)のとおり、当該非開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、本件処分によって保護される利益を優越する公益上の理由があるとは認められない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月 1日	諮問
平成31年 3月 4日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月24日	新規概要説明(第176回第三部会)
令和 元年11月25日	審議(第177回第三部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、わいせつ事犯に関する取締りを有効適切に行

うとともに、その処理の適正を期するため必要な事項を定めた「わいせつ事犯取締要綱の制定について（昭和53年2月25日通達甲（防．保1．風1）第2号）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書中の「わいせつ事犯取締要綱の制定について」のうちの「第2 要点」、「別添 わいせつ事犯取締要綱」のうちの「第3 取締りの重点」、「第4 取締対象」、「第6 取締上の留意事項」、「第8 取締りに関する各種の措置」及び「第11 資料の整備」並びに「別表 わいせつ事犯報告連絡要領」のそれぞれの一部（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条4号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件非開示情報のうち本件審査請求部分の開示を求めているが、本件審査請求部分の「その他『わいせつ事犯取締要綱』のうち、ある表現物が取締りの対象となるかどうかの判断材料となり得る部分」に当たる部分が具体的に特定できないことから、審査会は、本件非開示情報についての非開示妥当性を判断する。

#### イ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号、第8号及び第9号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

- (ア) 本件非開示情報には、わいせつ事犯の取締りにおける取締重点、取締対象、取締りに関する留意事項や措置及び報告連絡要領等の内容が具体的に記載されていると認められる。これらを公にすると、わいせつ事犯取締りにおける様々な捜査手法、技術及び着眼点等が明らかとなり、その結果、犯罪行為を企図する者らによるわいせつ事犯を誘発し又は同種事犯の実行を容易にするほか、被疑者の逃走、証拠隠滅等により、捜査活動が阻害されるなど、犯罪の取締り、予防及び捜査に

支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、取締りの重点や対象に関して記載されている部分は、具体的な取締り手法に関する記載ではないため、他の非開示部分と比較すると、条例7条4号により非開示とする必要性は低いと主張するが、当該部分を公にすると、重点的に取締りを行うべき事犯や取締対象について、その着眼点が明らかになるなど、他の非開示部分と同様、犯罪行為を企図する者らに取締りから逃れるための対抗措置を講じられ、捜査活動が阻害されるなど、犯罪の取締り、予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、これらを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) なお、審査請求人は、本件非開示情報は、その非開示にあたる理由と比較しても開示する公益性が極めて高いものであることから、条例9条に基づき開示すべき内容であると主張するが、同条でいう公益上特に必要があると認められる情報とは、開示することにつき、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる情報をいう。

本件対象公文書には、警察がわいせつ事犯を取り締まる際の取締りの重点、取締対象、捜査の手法等、警察の捜査におけるノウハウや着眼点が記載されていることから、これらを公にした場合、結果として捜査活動が阻害されるなど、取締りに影響を与えることとなり、非開示情報において保護される利益より優越的な公益上の理由があるとは認められない。

審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明